

「ナショナルトレーニングセンターの在り方に関する検討会議」設置要項

平成30年5月22日
スポーツ庁次長決定

1 趣 旨

オリンピック競技及びパラリンピック競技に係る我が国の国際競技力向上のためのトレーニング拠点の在り方や備えるべき機能等に関し、短期的及び中・長期的観点から具体的な検討を行うための会議を設置する。

2 構成員

- (1) 本会議は、学識経験者等からスポーツ庁次長が委嘱した者（以下「委員」という。）により構成する。
- (2) 本会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 座長は、会務を総理し、本会議の議長を務めるものとする。
- (4) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

3 委員の任務等

- (1) 委員は、本会議において議事の内容に関する意見を述べ、あるいは説明を行う。また、座長又はスポーツ庁の求めに応じ、情報の提供もしくは助言を行う。
- (2) 委員の任期は、スポーツ庁次長が委嘱した期間とする。ただし、委員から交代の申し出があったときは、スポーツ庁次長が承認した日までとする。
- (3) 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

4 会議の開催

- (1) 本会議の開催は、スポーツ庁の依頼に基づき開催することとし、開催日時が決まり次第、遅滞なく公表する。
- (2) 本会議の開催は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- (3) 本会議の開催は、原則として報道機関に公開して行う。この場合、報道機関に所属する者は、スポーツ庁の定めに従い、会議の内容を傍聴し、もしくは映像、音声、記述による記録及びそれらの配信を行うことができるものとする。ただし、座長は、スポーツ庁の定めに従わず、又は会議の進行を妨げる等本会議の円滑な運営に支障を来す行為をした者は、入場を禁じ、又は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (5) 文部科学省（スポーツ庁を含む。）は、本会議の議事の内容に関し、必要又は参考となる説明を行い、あるいは意見を述べるることができる。

5 公 表

本会議に係る資料及び議事要旨は、不開示情報を除き、会議終了後、スポーツ庁ホームページにて公表する。

6 雑 則

- (1) 本会議に関する庶務は、スポーツ庁競技スポーツ課において行う。
- (2) 本会議の運営に必要な事項は、この要項に定めるもののほか、本会議に諮って定める。